

# 海の公園特記仕様書

## 1 概要

所在地	横浜市金沢区海の公園 10
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>本市6大事業の一つである、金沢地先埋立事業の一環として整備され、昭和63年に公開した、横浜市内で唯一海水浴ができる砂浜(人工海浜)を有する公園です。砂は、千葉県富津市の山砂を運び、海底に5年ほど仮置きした砂を利用して砂浜とし、公園部分を埋め立て、八景島駅前の海岸には安山岩を使用し磯遊びができる人工の親水護岸(磯場)も整備されました。</p> <p>その後、バーベキュー場、天然芝生グラウンドである「なぎさ広場」、砂浜を利用したビーチバレー場等が整備されています。</p> <p>1 砂浜について</p> <p>砂浜は、延長:約1km(砂浜幅:干潮時約200m、満潮時約60m)です。毎年、夏は海水浴客で賑わうほか、アサリなど多くの貝類が生息しているため、春先には潮干狩りなどにぎわっています。海浜が養浜された昭和54年度から昭和62年度にわたる調査では、魚類が130種類、甲殻類が71種類、軟体類が66種類確認され、小規模にしては多様な生物層が確認される自然豊かな場所ともなっています。</p> <p>2 現在の利用状況</p> <p>水面はマリンスポーツの場としても人気を集めており、園内にはウインドサーフィン、ボードセーリングなどの艇庫が設置され、砂浜にはビーチバレー場があり、自由にビーチサッカー、ビーチハンド、ビーチテニス等ができるビーチスポーツ広場が設置されています。</p> <p>また、海に面した有料のバーベキュー場があり、多くの方に利用されています。海の公園柴口の東側には、サッカー等に使用できる有料の芝生グラウンド(なぎさ広場)があり、多くの方に利用されています。なぎさ広場の北西側の多目的スペースには、バスケットボールのボードが設置されており、自由に利用ができます。</p> <p>海の公園柴口駅隣接臨時駐車場にあるコンクリート擁壁には、テニスの壁打ち用に、ネットの図がペイントされており、駐車場として利用される場合を除き、自由にテニスの練習が可能で、海の公園南口駅の南及び北側には、犬の遊び場が設置されており、こちらも自由利用が可能となっています。</p> <p>公園内の園路は、ジョギングコースとしても利用できるように、距離表示のサインが設置され、公園開設当時に植樹された樹木が豊かに成長し、青い海に鮮やかに映える豊かな緑を形成し、ジョギングや散策、休憩に最適な緑陰を提供しています。また、同時に多種の鳥や昆虫の生息場所ともなっています。</p>
面積	470,155㎡ (総合公園)
有料施設	会議室(管理センター内)
付帯設備	<p>1 運動施設</p> <p>(1) なぎさ広場 (団体貸切利用については行為許可が必要)</p> <p>(2) ジョギングコース・健康歩道</p> <p>2 管理施設等</p> <p>(1) 管理センター (管理事務所、救護室、会議室、レストハウス等)</p> <p>(2) 救護室 (柴口・南口休憩所)</p> <p>(3) 事務室 (南口休憩所)</p> <p>(4) なぎさ広場管理棟</p>

- (5) 倉庫 (管理センター、磯浜倉庫棟)
- (6) 北極星定規 (教養施設)
- (7) プロパンガス庫 (管理センター)
- (8) 公園灯 (園内全域)
- (9) 便所棟 (八景島入口、八景島、柴口、中央、南口、磯浜、バーベキュー場)
- (10) 公衆便所 (なぎさ広場ほか)
- (11) 時計
- (12) 水飲場・足洗い (なぎさ広場ほか)
- (13) パーゴラ
- (14) ベンチ (なぎさ広場ほか)
- (15) スツール (なぎさ広場)
- (16) 監視所、更衣所、休息テント、シャワー (海水浴場関係施設)
- (17) 休憩所 (柴口・南口休憩所)
- (18) 犬の遊び場

### 3 遊戯施設

- (1) ブランコ
- (2) 砂場
- (3) 鋼製複合遊具
- (4) 健康遊具
- (5) バスケットゴール

### 4 設置管理許可施設

- (1) 駐車場及び駐車場機械室 (柴口A～D、磯浜A・B、臨時駐車場)
- (2) 駐車場管制機器及び付帯施設
- (3) 出庫警報灯 (柴口駐車場料金精算機)
- (4) 保管倉庫 (プレハブ倉庫・磯浜休憩所、磯浜便所棟)
- (5) 拡声用スピーカー
- (6) ソーラー発電システム
- (7) 夏期売店 (柴口・南口・磯浜休憩所)
- (8) バーベキュー場 (事務室、炊事場、野外卓等)
- (9) ウインドサーフィン艇庫 (管理許可での管理運営)
- (10) シャワー室 (なぎさ広場)
- (11) コインロッカー (なぎさ広場、管理センター)
- (12) 砂浜季節売店 (柴口、中央口)
- (13) バーベキュー場

バーベキュー場には野外卓が40卓ありますが、7卓は横浜市が設置しており、管理許可施設です。残りの33卓が現指定管理者の設置で設置許可施設となっております。

<p>占有許可物件等</p>	<p>※都市公園法、横浜市公園条例その他関係法令に基づき、所管公園緑地事務所の許可を得て、占有されている物件等は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地中管（φ96mm×92m×4条、φ96mm×60m×4条） 占有者：東日本電信電話㈱神奈川支店</li> <li>2 津波警報伝達システム（支柱・スピーカー・蓄電池等）占有者：総務局長</li> <li>3 合流管・合流会所（幹線・2.7m×2.7m・23m、φ5.1m・8m） 占有者：下水道管理者</li> <li>4 下水道管・ボックスカルバート（3.7m×2m・126m、3.8m×2m・138m、8.7m×4.7m・123m）占有者：下水道管理者</li> <li>5 ガス管（φ165mm×166m）占有者：東京ガス㈱神奈川導管ネットワークセンター</li> <li>6 導水渠、ゲート（227.82㎡）占有者：下水道管理者</li> <li>7 電話ボックス（海の公園南口駅入口） 占有者：東日本電信電話㈱神奈川支店</li> <li>8 公共基準点（金属標・バーベキュー場付近）占有者：国土交通省関東地方整備局</li> <li>9 公共施設案内板（海の公園柴口入口）占有者：株式会社横浜シーサイドライン</li> <li>10 雨水滞水池（金沢ポンプ場前園地下・799.04㎡）占有者：下水道管理者</li> <li>11 天体・気象観測施設（ライブカメラ・管理センター屋上等） 占有者：株式会社ジェイコム南横浜</li> <li>12 横断歩道橋（八景島駅前）占有者：港湾局長</li> </ol>
<p>電気設備、機械設備等の概要</p>	<p>ア 高圧受変電設備</p> <p>※下記仕様は、平成31年2月現在のものです。今後、設備の更新を予定しているため、仕様が変更となる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理センター電気室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内キュービクル 11面（高圧盤 4面、低圧配電盤 7面）</li> <li>・動力用変圧器 100kVA 1台、150kVA 2台</li> <li>・電灯用変圧器 50kVA 1台、100kVA 2台</li> <li>・高圧コンデンサー 30KVA 1台、50KVA 1台</li> <li>・非常用発電機</li> </ul> </li> <li>○ディーゼルエンジン 3φ200V30KVA 1台</li> <li>○磯浜電気室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内キュービクル 3面（高圧盤 1面、低圧配電盤 2面）</li> <li>・動力用変圧器 30KVA 1台</li> <li>・電灯用変圧器 30KVA 1台</li> </ul> </li> <li>○中央口電気室</li> <li>○屋内キュービクル 3面（高圧盤 1面、低圧配電盤 2面）</li> <li>○動力用変圧器 75KVA 1台、</li> <li>○電灯用変圧器 20KVA 1台</li> </ul> <p>イ 負荷設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明制御装置 2面</li> <li>・分電盤 19面</li> </ul>

ウ 園内灯設備

- ・HF 300W×2灯 15基
- ・HF 300W×1灯 125基
- ・HF 250W×1灯 2基
- ・ナトリウム灯×1灯 8基
- ・フットライト、庭園灯1式
- ・夜間照明設備  
なぎさ広場照明灯塔4基  
(鉄塔/メタルハライドランプ1.5kw×16灯/基)

エ 消防設備

- ・自動火災報知設備  
受信機 (P型1級15回線) 1面  
副受信機 (P型1級5回線) 1面  
差動式スポット型感知器 14個  
定温式スポット型感知器 9個  
光電式煙感知器 74個  
P型1級発信器 7個  
消火栓起動装置 1組
- ・消火器  
粉末消火器 (加圧式) 52本
- ・屋内消火栓設備  
加圧送水装置 1式  
操作盤 1面  
消火栓 7組  
起動用スイッチ (発信器) 7個  
表示灯 7灯  
音響装置 8個  
表示板 1面  
呼水装置 1組  
水源装置 1式
- ・非常警報設備  
放送設備 1組  
スピーカー 41個  
起動装置 1個  
常用電源 (交流) 1組  
非常用電源 1組  
非常警報複合装置起動装置
- 押ボタン 5組  
操作部 (電源部) 5組  
音響装置 5組  
表示灯 5灯
- ・ガス漏れ火災警報設備  
受信機 (P型1級5回線) 1面

副受信機 (P型1級5回線)	1面
表示盤	1面
検知器 (警報付)	4個
常用電源 (交流)	1組
○非常用電源	1組
・非常用コンセント1φ100V	2組
・誘導灯、誘導標識	
誘導灯	15灯
誘導標識	2灯

オ 通信設備

自動交換設備 168ポート	1台
構内電話器	45台

カ 空調設備

※下記仕様は、平成31年2月現在のものです。今後、設備の更新を予定しているため、仕様が変更となる可能性があります。

・ダイキン RY140AE1	1台
・ダイキン RTYP50CTE	1台
・ダイキン RZYP80BBT(H)	1台
・ダイキン RY80AE1	2台
・ダイキン RTY90PTE	1台
・ダイキン RZYP63THE	1台
・ダイキン RTY45PT	1台
・ダイキン RY200PE1	1台
・ダイキン RTY35PVTE	1台
・ダイキン RTY35PTE	1台
・ダイキン RY56B	4台
・東芝 RDA205H-N	1台
・ダイキン RTYL-45BU	1台
・ダイキン FRY-25JA	1台
・ダイキン RTYL-445BU	1台
・ダイキン RSXYJ112KAh	1台
・ダイキン RTY45DT	1台
・ダイキン RT45BTE	2台
・東芝 RAVS450	2台
・東芝 R22KNS7	1台
・東芝 RAS-B226EAV	1台
・サンヨー SAH-C504V2	2台
・サンヨー SAP-CSK28H2	1台
・ダイキン R50EDPE2	1台

キ 吸・排気設備

ク 冷凍・冷蔵設備

・サンヨー OCU-S601F-SL	1台
・サンヨー OCU-R151F-SL	1台

ケ	節水装置		
	・節水器	8台	
	・大便器	103台	
	・小便器	69台	
	・手洗い	103台	
コ	放送設備		
	・放送設備ラック		
	・屋外スピーカー		
サ	避雷設備		
	・避雷針		
	・A種接地		
シ	時計設備		
	ソーラー時計等		
ス	ボイラー設備		
	巴ビーカロールヒータ	BH-G37	1基
セ	給湯設備		
	LPG 高木産業(株)	GS-3200GW	6基
ソ	昇降機設備		
	・エレベータ(横浜エレベータ製)		1基
	・常用・車椅子対応		
	・定員11名・積載量750kg・油圧式		
タ	シャッター		
	○管理センター		
	・防火シャッター(電動式)		8台
	・リンクシャッター(手動式)		5台
	・軽量シャッター(電動式)		1台
	○なぎさ広場		
	・防火シャッター(電動式水圧解放付)		1台
	・防火シャッター(電動式)		5台
	○柴口休憩所		
	・防火シャッター(電動式水圧解放付)		1台
	・防火シャッター(電動式)		7台
	○柴口トイレ		
	・防火シャッター(電動式)		4台
	○南口休憩所		
	・防火シャッター(電動式水圧解放付)		1台
	・防火シャッター(電動式)		16台
	・横引シャッター(手動式)		1台
	○南口トイレ		
	・防火シャッター(電動式)		1台
	○艇庫		
	・防火シャッター(手動スライド式)		2台
	○磯浜案内所		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シャッター（電動式） 3台</li> <li>・オーバースライド扉（手動式） 2台</li> </ul>
	○BBQ場管理棟
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シャッター（電動式） 2台</li> </ul>
	○トイレ：中央・磯浜・BBQ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽量シャッター（手動式） 6台</li> </ul>
チ	噴水・散水設備
	○なぎさ広場
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー設備 1式</li> <li>・水遊び場</li> </ul>
ツ	水景設備
	○なぎさ広場
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水槽</li> <li>・制御盤</li> </ul>
テ	受水槽設備
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森松工業ステンレスパネルタンク形式M. P 1基 L13,000×W5,000×H4,000 260m<sup>3</sup></li> <li>・給水バルブ FMバルブ、FM100</li> </ul>
ト	給水ポンプ設備
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水装置：(株)荏原製作所 エバラフレッシュャー3100BN 6台ローテーション6台並列運転形 65BNYME7.5AN 1式 3m<sup>3</sup>/min×45m</li> <li>・給水ポンプ：(株)荏原製作所 65MDPE367.5 6台</li> <li>・電動機：三相 200V 7.5kW 6台</li> <li>・制御盤：(株)荏原製作所 IYRF27.5X 1面</li> <li>・圧力タンク：(株)荏原製作所 BT-10 100 1基 日立金属(株) AWX-30 300 3基 0.4MPa</li> <li>・動力切替盤：(株)千田電機工業 三相 三線 200V 1面</li> <li>・接続端子盤：(株)港北電機 1面</li> </ul>

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数	
点 検	ア	高圧受電設備	電気室	定期点検	年1回（法定点検）
				巡視点検	月1回（法定点検）
	イ	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	年1回（法定点検） 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	ウ	園内灯設備・ 夜間照明設備	園内灯・分電盤・ なぎさ広場	日常点検	随時
				巡視点検	年1回
	エ	消防設備		定期点検	年1回（法定点検）
	オ	通信設備	自動交換設備 構内電話器	保守点検 調整	年1回
	カ	空調設備		点検清掃	年2回・各シーズン
	キ	吸・排気設備		点検清掃	年1回
	ク	冷凍・冷蔵設備		点検清掃	年2回・各シーズン
	ケ	節水装置	節水器・便器・手洗い	点検清掃	年1回
	コ	放送設備	放送機器・屋外スピーカー	点検清掃	年1回 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	サ	避雷設備		定期点検	年1回
	シ	時計設備	ソーラー時計	巡視点検	年1回 外観点検・動作確認等
	ス	ボイラー設備		定期点検	年2回（法定点検）
	セ	給湯設備		保守点検	年1回
	ソ	昇降機設備	エレベーター	保守点検	フルメンテナンス
	タ	防火シャッター		保守点検	年1回
				塗装	年1回
	チ	噴水・散水設備		点検清掃	随時
ツ	水景設備	地下水槽・制御盤等	点検清掃	年1回	
テ	受水槽		点検清掃	年1回（法定点検）	
ト	給水ポンプ		保守点検	年1回	
修 繕 等		各種設備	部品交換等	随時	
		照明灯等	ランプ交換等	随時 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換すること	
緊 急 処 置		各種設備	緊急点検・ 補修・修繕等	随時	



### 3 なぎさ広場について

指定管理者は、天然芝生の維持管理に万全を期してください。通常は自由利用の広場ですが、団体貸切利用等に当たっては、横浜市から行為許可を受けるようにしてください。なお、なぎさ広場は有料施設ではありません。

#### (1) 施設概要・利用方法

- ア グラウンド ティフトン419(単種)、最大可能コート105m×68m
- イ 夜間照明 4基、平均228ルクス、公式競技は不可
- ウ 芝生スタンド
- エ 団体貸切利用 7月1日から7月31日を除く、4月第1日曜日から12月第3日曜日までの水曜日及び日曜日。ただし、第2日曜日と公的行事等の利用がある日は除きます。
- オ 団体利用種目 サッカー（一部ラグビーも可です）
- カ 団体貸切利用のなぎさ広場使用料（原則2時間以内の利用としてください）

行為許可使用料は、本市の収入となるため、その徴収方法やキャンセルについては、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。指定管理者は団体貸切利用の予約受付業務を実施していただきます。詳細は指定管理者に提示します。

(参考1)

なぎさ広場の使用料		1時間 1,300円	2時間 2,600円
夜間照明料	通常	30分 1,500円	2時間 6,000円
	全点灯の場合	30分 1,950円	2時間 7,800円

(参考2) 夜間照明料（下記の時間に使用した場合に徴収）

利用期間	夜間照明時間帯
4月第1日曜日～5月15日まで	午後6時から午後9時
5月16日～6月30日	午後7時から午後9時
8月1日～8月15日	〃
8月16日～9月30日	午後6時から午後9時
10月1日～12月第3日曜日	午後5時から午後9時

(参考3) なぎさ広場の利用期間等

期間区分	団体貸切利用	個人利用(一般開放)
4月第1日曜日から6月30日まで	水、日曜日	毎日(ただし、団体利用時間を除く)
7月1日から7月31日まで	夏季芝生養生期間のため、使用不可	毎日(養生範囲を除く)
8月1日～8月31日まで	水、日曜日	毎日(ただし、団体利用時間を除く)
9月1日から12月第3日曜日まで	〃	〃
12月第3日曜日の翌日から4月第1日曜日の前日まで	冬季芝生養生期間のため使用不可	毎日(養生範囲を除く)

(参考4) なぎさ広場の団体貸切利用時間枠

区分	時間	通常	
		水曜日	日曜日
1	9:00～11:00	×	○
2	11:00～13:00	×	○
3	13:00～15:00	×	○
4	15:00～17:00	○	○
5	17:00～19:00	○	○
6	19:00～21:00	○	○

(参考5) 管理棟温水シャワー付更衣室、コインロッカー、身障者用トイレの利用時間

期間区分	開館日	開館時間
4月第1日曜日から4月30日まで	水、土、日曜日及び祝日	午前9時～午後5時(更衣室への入室は、午後4時半まで)
5月1日から5月31日まで	毎日	
6月1日から6月30日まで	水、土、日曜日及び祝日	
7月1日から8月31日まで	毎日	
9月1日から9月30日まで	水、土、日曜日及び祝日	
10月1日から12月第3日曜日まで	〃	
12月第3日曜日の翌日から4月第1日曜日の前日まで	土、日曜日及び祝日	

(参考6) なぎさ広場隣接の水遊び場の利用時間 (人工のせせらぎと噴水)

利用期間	水が流れる時間
7月第2土曜日～8月31日 (海水浴期間中)	午前9時30分～午後4時10分の間 3種類の噴水をそれぞれ20分ずつ作動 ・噴水1: 毎時30分から50分までの20分間 ・噴水2: 毎時50分から10分までの20分間 ・噴水3: 毎時10分から30分までの20分間 ※雨天時は、状況を見て調整のこと

(参考7) なぎさ広場内の多目的スペース

期間区分	その他
通年(一般開放)	アスファルト舗装のスペース ストリートバスケットコート(4箇所、ゴール付)

(2) 芝生の維持管理について

- ア 年間を通じて裸地のない状態を維持してください。
- イ 全面に均一で密生した芝生を定着させ、競技に支障を与えないようにしてください。
- ウ ボールがイレギュラー・バウンドすることのない平坦でなめらかな表面にしてください。
- エ 多種目にわたる利用が交互に入る状況下においても、利用者の満足いくコンディションを提供してください。
- オ 横浜市公園条例に抵触する営利目的の利用は禁止されていますので、そのような行為を防止してください。
- カ 利用者のプレーしやすさと脚部への負荷、ボールの転がりに配慮した適切な硬度及び芝生

の長さとしてください。

キ 芝生の損傷が生じた場合に速やかな補修を行うとともに、あらかじめ損傷を最小限に抑えるための工夫を施してください。

ク サッカーを始めとした競技大会に必要なライン引き、ゴールなど備品類の設置対応を行ってください。

ケ 芝生の良好な育成を図るため、養生期間を設けてください。

#### 4 海水浴場施設の設置及び管理

毎年7月第2土曜日から8月31日までの間で、海水浴場施設を設置してください。また、公園利用者が安全、安心、快適に利用できるよう、関連する維持管理業務を行ってください。

##### (1) 開設期間及び開場期間

毎年7月第2土曜日から8月31日まで

(指定管理者の提案及び本市の意向により開設期間を変更する場合、事前協議を実施し、年度協定にその旨を記載してください。)

##### (2) 業務内容(すべて、本市との事前協議を実施の上作業を実施してください。)

ア 海草等水中清掃

イ 遊泳区域マガキ除去

ウ 海底石除去

エ アマモ刈込作業

オ 遊泳区域表示ブイ設置(2重に設置)及び撤去

※横浜市港湾管理者あて水域占用許可申請を行ってください。

カ 漁港境界ブイ設置(漁港出入口付近の安全対策)及び清掃(年1回、メンテナンス清掃)

※横浜市金沢漁港管理者あて水域占用許可申請を行ってください。

キ 表示ブイ海底接続

ク 横断幕取付・撤去

ケ 海水浴場監視所(中央)設置・撤去

コ 海水浴場利用者用更衣所(柴口・南口)設置・撤去

サ 海水浴場監視台(中央・柴口・南口)設置・撤去

シ 海水浴場利用者用シャワー(柴口・南口)設置・撤去

ス 海水浴場利用者用休憩テント(柴口・南口)設置・撤去

セ 海水浴場案内看板等設置・撤去

ソ 監視員、看護師の配置

監視所及び監視台に監視員を配置し、また柴口休憩所、及び南口休憩所の2か所に救護所を設けて看護師を配置し、必要な装備を備え、海水浴場利用者の危険防止及び救助の万全を図ってください。

タ 案内所及び放送設備の設置

管理センター、監視所、及び柴口・南口休憩所の4か所に案内業務担当者を配置し、管理センター放送室、監視所、及び柴口・南口休憩所から事故防止等の放送を適宜実施してください。

チ 海水浴場施設対策協議会の運営

関係機関により構成される海水浴場対策協議会の運営を行ってください。

#### 5 ビーチバレー場及びビーチスポーツ広場の管理

公園利用者が安全、安心、快適に利用できるよう、維持管理業務を行ってください。なお、利

用にあたっては、「海の公園ビーチバレー場利用基準」及び「海の公園ビーチスポーツ広場利用基準」を基に案内等を行ってください。

また、ビーチバレー場は、南部公園緑地事務所と横浜ビーチバレー連盟との間で「海の公園でのビーチバレーボールの普及啓発等に関する協定書」を結んでおり、協定の履行にあたり所管公園緑地事務所及び当連盟と調整のうえ、その協力を行ってください。

## 6 特記事項

### (1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

### (2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、南部公園緑地事務所と事前協議を行った事業計画書及び事業報告書をPDF化し、提出してください。本市ホームページにて公表します。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

### (3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

### (4) 公園駐車場等の管理許可施設について

公園駐車場等の管理許可施設については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。また、指定管理区域外のため、提案書には記載をしないでください。そして、管理運営は指定管理料に算入せず、独立採算をもって実施してください。

なお、管理運営については、駐車場等利用料金を徴収する施設の場合、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

### (5) 設置許可施設について

指定管理者となった団体に設置管理許可制度に基づき1年ごとに許可を与え、南部公園緑地事務所が示した許可条件の範囲内で管理運営を実施していただく予定ですが、指定管理期間中に横浜市が他の用途に使用する場合があり、その場合は許可の取り消しや許可の更新をしない場合がありますので、ご了承ください。

また、指定管理区域外のため、その管理運営は指定管理料に算入せず、独立採算をもって実施してください。

### (6) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。また、指定管理業務に関係のない人員配置は認めません。

### (7) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は南部公園緑地事務所の承認を受け

るのみで実施可能です。

- (8) 月報や四半期報の提出期限については、翌月 30 日までとします。必ず提出期限内に提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。
- (9) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年 1 月 31 日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず南部公園緑地事務所と実施し、確定次第 PDF 化したものを提出してください。
- (10) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年 5 月 31 日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3 月決算以外の指定管理者の場合には別途南部公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。
- (11) 高圧受変電設備について  
指定管理者が、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行います。
- (12) 指定管理者以外が管理運営をしている公園内施設について  
半島部園路施設等（通路設置）については、横浜市港湾局が設置し管理運営を行っております。指定管理者は境界部を含め、相互連携して管理運営に協力してください。
- (13) プロパンガス、燃料等の使用状況を常に把握し、適正に管理補充をしてください。
- (14) 電気・機械設備の管理について  
指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。  
なお、点検報告書は点検後速やかに環境創造局公園緑地整備課設備担当まで電子データで提出してください。
- (15) 海底耕うん等を定期的の実施してください。

## 7 課題等（様式24記載事項）

- (1) 公園の魅力向上に資する管理センターの有効活用ならびに充実のための取組について、公園全体の波及効果を含め、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。なお、管理センターの施設全体は指定管理施設となります。
- (2) 海の公園の魅力を向上させ、来園者の満足度を高める取組について、周辺施設との連携を視野に入れた広報活動等のプロモーションを含めて、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (3) 海浜部に発生するアオサについて、美観や砂浜へのアプローチ阻害、放置しておく悪臭を放つ等の課題がありますが、その解決法を提案してください。
- (4) 金沢区防災計画（震災対策編）では海の公園は液状化現象が発生する危険度が高く、また金沢区津波ハザードマップでは、3～4 m の津波による浸水想定区域となっています。大地震等発生時の利用者避難誘導等の対応策について、金沢区との連携を含めて応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (5) 夏季には、海水浴場が設置されますが、安全安心な海水浴場運営の取組について、金沢ポンプ場からの越流水対応も含めて応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (6) 横浜市公園条例で「幅15センチメートルを超える貝採り器具を使用すること。」「殻の長さ2センチメートル以下のアサリの稚貝を採取すること。」「一人が一度に2キログラムを超えて貝を採取すること。」を禁止する行為として定めています。これらの禁止行為を利用者に周知し遵守してもらう対策について、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (7) 暑さ対策について  
昨年は全国的に厳しい暑さが続き、気象庁においても「命の危険がある暑さであり、災害と認識している」と発表するなど、記録的な猛暑となりました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対する取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

(8) 会議室（有料施設）を有効活用し、利用率を高めるような利用促進策について、応募団体の創意工夫に基づいて提案をしてください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。